

## 東京都建築物環境配慮指針

令和5年5月2日告示第639号（全部改正）

## 第1章 総則

## 第1 目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第18条に規定する建築主等が、建築物等に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換、資源の適正利用、生物の多様性の保全並びに気候変動への適応に係る措置（以下「環境への配慮のための措置」という。）について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価、省エネルギー性能基準に適合するための措置、誘導すべき省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置、誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準、電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置、誘導すべき電気自動車充電設備整備基準等について定めることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 第2章 特定建築主による建築物等に起因する環境への負荷の低減

## 第1 環境への配慮のための措置について配慮すべき事項（条例第20条・規則第9条関係）

特定建築主（条例第21条の2第2項の規定により第20条の規定を準用する建築主を含む。本章第3から第5までを除き、以下同じ。）は、当該建築物等について、環境への配慮のための措置を講じる際は、別表第1の配慮すべき事項の欄に掲げる事項について配慮を行い、当該措置を定めるものとする。

## 第2 環境への配慮のための措置についての取組状況の評価及び取組・評価書の作成方法（条例第20条・規則第9条関係）

## 1 取組状況の評価

特定建築主は、第1により定めた環境への配慮のための措置についての取組状況について、建築物の住宅の用途（規則第9条の2第1項第1号に規定する用途をいう。以下同じ。）又は住宅以外の用途（同項第2号から第9号までに規定する用途をいう。以下同じ。）の別に定める別表第1に掲げる評価基準への適合状況を把握し、適合する評価基準に対応する同表の評価基準の段階により評価を行うものとする。この場合において、当該評価は、上位から順に段階3、段階2及び段階1とする。

## 2 取組・評価書の作成方法

- 特定建築主は、第1により定めた環境への配慮のための措置（別表第1において評価基準を適用しないとしている措置を除く。）についての取組状況、1により行った当該取組状況の評価又は当該取組状況が評価基準へ適合しない旨について、次のア又はイに掲げる部分に応じ、当該ア又はイに定める取組・評価書を作成するものとする。
  - 住宅用途に供する部分 別記第1号様式による取組・評価書（住宅用途）
  - 住宅以外の用途に供する部分の全部 別記第2号様式による取組・評価書（住宅以外の用途）
- 特定建築主は、別表第1に掲げる配慮すべき事項のうち、別表第2に掲げる細区分に該当する措置については、取組・評価書への記載を省略することができる。

## 第3 省エネルギー性能基準に適合するための措置（条例第20条の2・規則第9条の2関係）

特定建築主は、当該特定建築物の用途が住宅用途である場合にあつては規則第9条の2第2項、当該特定建築物の用途が住宅以外の用途である場合にあつては同条第3項に規定する省エネルギー性能基準に適合するよう、当該特定建築物について、別表第1の建築物の熱負荷の低減及び省エネルギーシステムの区分の配慮すべき事項の欄に掲げる措置を講じるものとし、

その適合状況を、当該特定建築物の用途が住宅用途である場合にあつては別記第1号様式による取組・評価書（住宅用途）に、当該特定建築物の用途が住宅以外の用途である場合にあつては別記第2号様式による取組・評価書（住宅以外の用途）に記載するものとする。

## 第4 再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置（条例第20条の3・規則第9条の3関係）

- 特定建築主は、当該特定建築物等の規模や形状、使用するエネルギー種別、設置する建築設備、周辺の状況等を考慮し、規則第9条の3に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう次の(1)から(3)までのうちいずれかの措置又は複数の措置を講じるものとし、その適合状況を、当該特定建築物が住宅用途である場合にあつては別記第1号様式による取組・評価書（住宅用途）に、当該特定建築物が住宅以外の用途である場合にあつては別記第2号様式による取組・評価書（住宅以外の用途）に記載するものとする。
  - 当該特定建築物等における規則第9条の3第2項から第4項までに規定する太陽光発電設備の設置
  - 当該特定建築物等における規則第9条の3第5項各号に掲げる設備の設置
  - 規則第9条の3第6項に規定する設備及びその附属設備の設置
- 1の規定にかかわらず、規則第9条の3に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準の適合について、知事が別に定める当該特定建築物等における再生可能エネルギーの利用に係る措置を講じることが適当であると知事が定める場合にあつては、当該措置を講じ、その適合状況を1の規定と同様に取組・評価書に記載するものとする。
- 1及び2の規定にかかわらず、建物の形状等を考慮した結果、規則第9条の3に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準への適合について、1及び2に規定する措置を講じることが困難である場合にあつては、知事が別に定めるところにより当該特定建築物等における再生可能エネルギーの利用に係る措置を行うことができるものとし、その適合状況を1の規定と同様に取組・評価書に記載するものとする。

## 第5 電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置（条例第20条の4・規則第9条の4関係）

特定建築主は、当該特定建築物等における駐車施設に関する方針（駐車施設の使用目的、種別、区画数、配置等）及び電気需給に関する計画（建築物の竣工時及び竣工後に設置する充電設備の稼働に伴う電気使用量）を考慮し、当該特定建築物等について、規則第9条の4に規定する電気自動車充電設備整備基準に適合するよう次の1又は2の措置を講じるものとし、その適合状況を、当該特定建築物が住宅用途である場合にあつては別記第1号様式による取組・評価書（住宅用途）に、当該特定建築物が住宅以外の用途である場合にあつては別記第2号様式による取組・評価書（住宅以外の用途）に記載するものとする。

- 当該特定建築物等における、規則第9条の4第1項に規定する電気自動車充電設備及び電気自動車充電設備のために使用する配管等（以下「電気自動車充電設備等」という。）の整備
- 当該特定建築物等における電気自動車充電設備等の整備に係る、規則第9条の4第2項に規定するその他知事が別に定める措置

## 第6 工事完了届出書に添付する実施結果を示した書類（条例第23条・規則第13条関係）

特定建築主は、規則第13条第2項に規定する環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類について、第2の取組・評価書の作成方法の例により別記第1号様式又は別記第2号様式による取組・評価書を用いて作成するものとする。

## 第3章 建物供給事業者及び建築主による建築物等に起因する環境への負荷の低減

## 第1 環境への配慮のための措置について配慮すべき事項（条例第18条第1項関係）

建築主等（特定建築主を除く。）は、当該建築物等について、別表第3の配慮すべき事項の欄に掲げる事項について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

**第2 省エネルギー性能基準に適合するための措置（条例第 23 条の7第1項及び規則第13条の5の2第7項関係）**

特定供給事業者は、日射による熱取得の低減並びに室内外の温度差による熱取得及び熱損失の低減並びに効率的なエネルギー利用のために行う設備機器のシステム及び制御のシステムの構築について考慮し、規則第13条の5の2第7項に規定する省エネルギー性能基準に適合するよう、当該中小規模特定建築物の熱負荷の低減及び設備システムのエネルギー利用の低減のための措置を講じるものとする。

**第3 誘導すべき省エネルギー性能基準（条例第 23 条の7第2項関係）**

- 1 条例第23条の7第2項に規定する配慮指針で定める誘導すべき省エネルギー性能基準は、規則第9条の2第1項各号に規定する用途に供する部分について、別表第4に掲げる建築物の熱負荷の低減に関する基準及び設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準とする。
- 2 1に定めるもののほか、誘導すべき省エネルギー性能基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**第4 再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置（条例第23条の8第1項及び規則第13条の5の3関係）**

特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物の周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーを電気又は熱に変換して利用するため、規則第13条の5の3に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう、当該中小規模特定建築物及びその敷地において再生可能エネルギー利用設備を設置するものとする。

**第5 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準（条例第23条の8第2項関係）**

- 1 条例第23条の8第2項に規定する配慮指針で定める誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準は、特定供給事業者が一年間に新たに建設し、又は新築する当該中小規模特定建築物の棟数に知事が別に定める区域ごとの係数を乗じて得た値に、5キロワット（分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するものにあつては4キロワット）を乗じて得た値以上の定格出力を備えた太陽光発電設備を設置することとする。
- 2 1の規定にかかわらず、当該中小規模特定建築物及びその敷地における次に掲げる設備の設置は、当該設備における再生可能エネルギーの利用の量と同程度の量において、1に規定する太陽光発電設備の設置とみなす。
  - (1) 太陽熱を利用する設備
  - (2) 地中熱を利用する設備
  - (3) その他知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備
- 3 1及び2の規定にかかわらず、特定供給事業者は、1の規定により太陽光発電設備を設置する場合における再生可能エネルギーの利用の量と同程度の量において、都内に現に存する建築物（規則第13条の5の2第2項各号に規定する建築物を除く。）及びその敷地における再生可能エネルギーを利用する設備の新設を行うことができる。
- 4 1から3までに定めるもののほか、誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**第6 電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置（条例第23条の9第1項及び規則第13条の5の4第1項関係）**

特定供給事業者は、排熱が少ない自動車の普及のため、規則第13条の5の4第1項に規定する電気自動車充電設備整備基準に適合するよう、当該中小規模特定建築物及びその敷地において電気自動車充電設備又は当該設備のために使用する配管等を整備するものとする。

**第7 誘導すべき電気自動車充電設備整備基準（条例第23条の9第2項関係）**

条例第23条の9第2項に規定する配慮指針で定める誘導すべき電気自動車充電設備整備基準は、次の1又は2に掲げる中小規模特定建築物の区分に応じて、当該1又は2に定めるとおりとする。

- 1 一戸建ての住宅 当該駐車施設の1以上の区画にV2H（電気自動車等に搭載された電池から施設へ給電するための直流と交流の変換回路を持つ充電設備で、充電コネクタ、ケーブル

ルその他の装備一式を備えたものをいう。以下同じ。）を整備すること。

- 2 1以外の中小規模特定建築物 次の(1)又は(2)に定めるとおり整備すること。
  - (1) 当該駐車施設の1以上の区画にV2Hを整備すること。
  - (2) 5以上の区画を有する駐車施設がある場合にあっては、当該駐車施設の区画の数に100分の20を乗じて得た値（その値に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値。以下(2)において同じ。）以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の数に100分の50を乗じて得た値から電気自動車充電設備を整備する区画の数を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。
- 3 1及び2に定めるもののほか、誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則（令和5年告示第639号）**

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第3（第3章第2関係）

分野	区分	細区分	配慮すべき事項
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制	日射による熱取得の低減並びに室内外の温度差による熱取得及び熱損失の低減に係る事項
	再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの直接利用	建築物の用途及び周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーを直接利用するために行う事項
		再生可能エネルギーの変換利用	建築物の周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーを電気又は熱に変換して利用するために行う事項
		再生可能エネルギー電気の受入れ	再生可能エネルギー電気の受入れに係る事項
	省エネルギーシステム	設備システムの高効率化	効率的なエネルギー利用のために行う設備機器のシステム及び制御のシステムの構築に係る事項
	エネルギーマネジメント	最適運用のための予測、計測、表示等	建築設備の運転管理時に、エネルギー利用の効率的な運用を可能とするために行う事項
	資源の適正利用	持続可能な低炭素資材等の利用	躯体材料における低炭素資材及びリ

	用	サイクル材の利用等に係る事項
	躯体材料以外における低炭素資材等の利用	躯体材料以外における低炭素資材及びリサイクル材の利用のために行う事項
	オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制	オゾン層を破壊せず、かつ、地球温暖化係数の小さい断熱材の発泡剤及び空気調和設備用の冷媒の選択に係る事項
建設に係る環境負荷低減への配慮	建設時CO <sub>2</sub> 排出量の把握・削減	建設時CO <sub>2</sub> 排出量の削減のために行う排出量の把握、建設工事現場におけるCO <sub>2</sub> 排出量の削減等に係る事項
	建設副産物の有効利用及び適正処理	建設副産物（建設発生土・建設廃棄物をいう。）の有効利用及び適正処理のために行う事項
長寿命化等	維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再使用対策	社会の変化に適切に対応し建築物の長寿命化を図るために行う建築物の維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保に係る事項及び資源の適正利用のた

			めに行う事項
		躯体の劣化対策	建築物の長寿命化を図るため、躯体部分の劣化の進行を遅らせるために行う事項
	持続可能な水の利用	水使用の合理化	水の有効利用及び下水道施設への負荷低減を図るために行う事項
生物多様性の保全	水循環	雨水浸透	望ましい水循環の保全を図るために行う雨水浸透に係る事項
	緑化	緑の確保、維持管理等	緑の量の確保、緑の質の確保、景観形成又は緑の維持管理に必要な設備等のために行う事項
気候変動への適応	ヒートアイランド対策	建築物等からの熱等の影響の低減	建築物等からの熱の影響を低減するために行う建築設備からの人工排熱の低減、敷地と建築物の被覆の改善及び望ましい風環境の確保を図るために行う建物の形状若しくは配置に係る事項
		E V及びP H V用充電設備の配置	排熱が少ない自動車の普及のために行う充電設備の設置に係る事項

	自然災害への適応	自然災害リスクの軽減及び回避	災害に対応するために行う、構造耐力の確保に係る事項
		自然災害発生時の対応力向上	災害発生時の一時的な自立等のために行う事項

## 第2章 東京都建築物環境報告書制度について

## 第4 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準

## 1 再生可能エネルギー利用設備設置基準

特定供給事業者は、建設等する中小規模特定建築物及びその敷地（以下「中小規模特定建築物等」という。）について、都が定める再生可能エネルギー利用設備設置基準（以下「再エネ設置基準」という。）に適合するよう措置を講じなければならない（適合義務）。

再エネ設置基準は、建設等する中小規模特定建築物1棟ごとの設置容量ではなく、特定供給事業者に対し、1年間に都内に建設等する中小規模特定建築物等に設置する総容量として設定する。

また、本制度は、新築建築物の設置ポテンシャル（屋根）を最大限活用し、物理的に設置可能な建築物への設置を促進していくものであるため、屋根面積が一定規模に満たないことより物理的に2kW相当の太陽光発電設備の設置が困難である等の中小規模特定建築物については、特定供給事業者からの申し出により基準を適用しないことができる仕組み<sup>\*</sup>としている。

※ 再エネ設置基準に限り適用しないのであり、その他の省エネルギー性能基準や電気自動車充電設備整備基準等は適用されることに注意すること。

## (1) 再エネ設置基準

特定供給事業者ごとの再エネ設置基準は、次の算定式により算出する。

$$\text{再エネ設置基準[kW]} = \text{年間の設置可能棟数[棟]} \times \text{算定基準率} \times \text{棟当たり基準量[kW/棟]}$$

## (2) 年間の設置可能棟数

年間の設置可能棟数は、特定供給事業者が1年間に都内に建設等する中小規模特定建築物の棟数（1年間に確認済証が発行される中小規模特定建築物の棟数をいう。以下この項目において同じ。）から、再エネ設置基準を適用しないことができる中小規模特定建築物（以下「算定除外可能建築物」という。）の棟数を除いて算出する。

$$\begin{aligned} \text{年間の設置可能棟数[棟]} &= \text{1年間に都内に建設等する中小規模特定建築物の棟数} \\ &\quad - \text{そのうち、算定除外可能建築物の棟数} \end{aligned}$$

## (3) 算定除外可能建築物

次の①又は②の要件に該当する中小規模特定建築物は、再エネ設置基準を算定する際、算定除外可能建築物として1年間に都内に建設等する中小規模特定建築物の棟数から除くことができる。なお、算定除外可能建築物は、屋根の水平投影面積を算出した図面等を都へ提出し、都は提出された図面等から、これらの要件に該当するか個別に確認を行う。

## 第2章 東京都建築物環境報告書制度について

① (ア) 又は (イ) に該当する 2 kW 相当の太陽光発電設備の設置が物理的に困難である中小規模特定建築物<sup>\*1</sup>

(ア) 傾斜又は方位が異なる南面等屋根<sup>\*2</sup>が1つである場合

南面等屋根<sup>\*2</sup>の水平投影面積が 20 m<sup>2</sup>未満の中小規模特定建築物

(イ) 傾斜又は方位が異なる南面等屋根<sup>\*2</sup>が2つ以上である場合

最も大きい南面等屋根<sup>\*2</sup>の水平投影面積が 20 m<sup>2</sup>未満であり、かつ、2番目に大きい南面等屋根<sup>\*2</sup>の水平投影面積が 10 m<sup>2</sup>未満の中小規模特定建築物

②地域の建築制限等、法令により再エネ設備を設置できない中小規模特定建築物

※1 本制度の再エネ設置基準における算定除外可能建築物の要件として定義したものであり、太陽光発電設備の設置の適否を一律に定義するものではない。個々の建築物において太陽光発電設備の設置が可能であるかについては、個々の建築物の敷地や隣地等の状況により、検討、判断することに留意が必要である。

※2 水平屋根又は方位が南を含む東から西までに面する屋根をいう。詳細は(4)及び(5)を参照

### (4) 「屋根」の範囲

算定除外可能建築物の要件における「屋根」の範囲は、太陽光発電設備を設置する際の日影の影響等を考慮し、次のとおりとする。

#### ① 「屋根」に含むもの

(ア) 平屋建ての建築物における1階の屋根

(イ) 地階を除く階数(建築基準法上の階数をいう。以下同じ。)が2の建築物における2階の屋根

(ウ) 地階を除く階数が3以上の建築物における3階以上の階の屋根

(エ) 階段室から出入りする屋上部分

#### ② 「屋根」に含まないもの

(ア) 地階を除く階数が2の建築物における1階の屋根

(イ) 地階を除く階数が3以上の建築物における2階以下の階の屋根

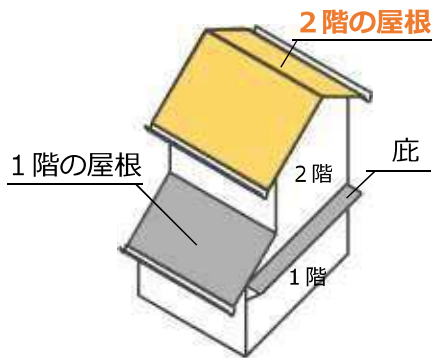
(ウ) バルコニー及び同じ階にある居室から連続するルーフバルコニー

(エ) 庇、ポーチ、水平屋根(陸屋根)等の立ち上がり部(パラペット、笠木)

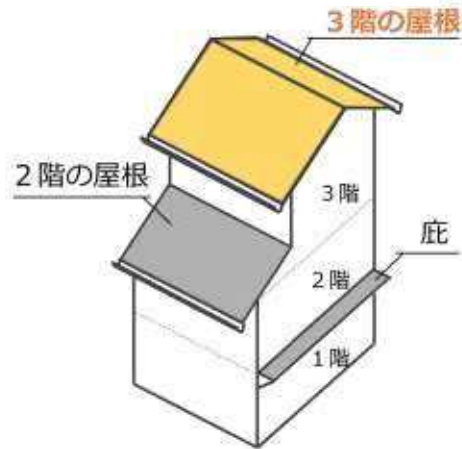


【図7 対象となる屋根のイメージ】 ■ 「屋根」に含むもの ■ 「屋根」に含まないもの

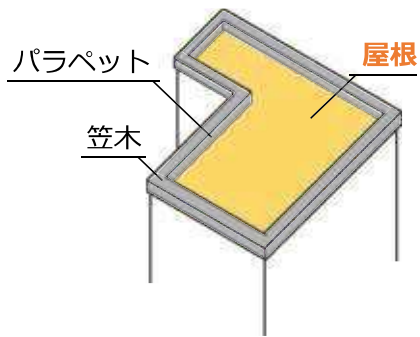
《階数が2の建築物の例》



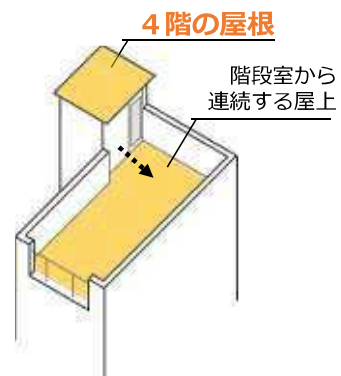
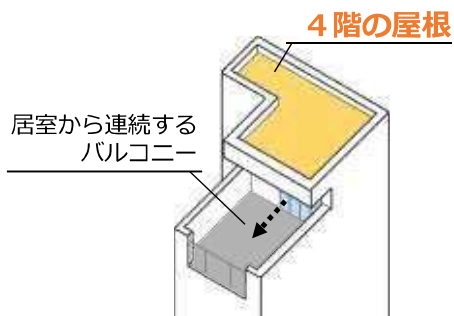
《階数が3以上の建築物の例》



《水平屋根(陸屋根)の例》



《屋上、バルコニーの例》



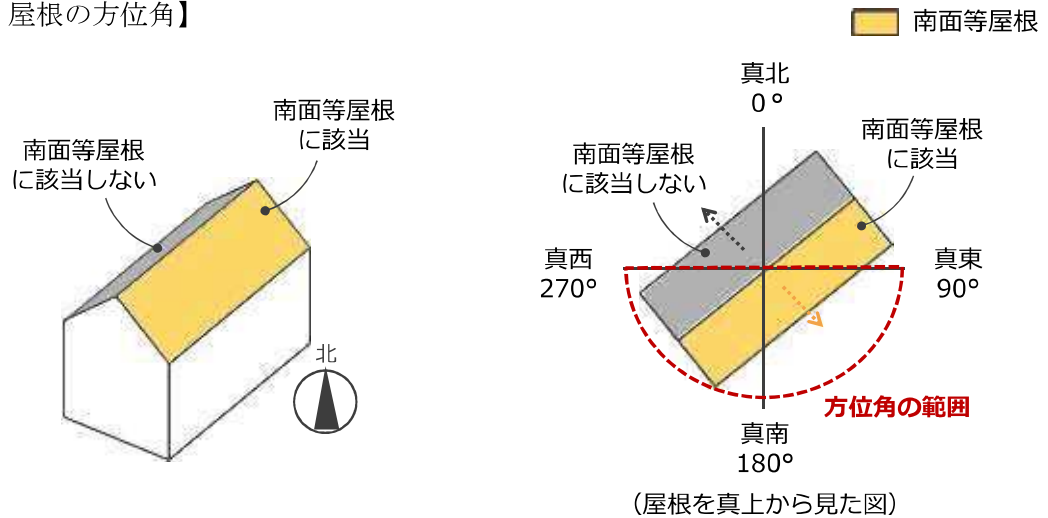
(5) 南面等屋根の考え方

太陽光発電設備を設置することを踏まえ、水平投影面積の算定対象とする南面等屋根の方位角及び傾斜角は次のとおりとする。

①屋根の方位角

傾斜屋根(②参照)について、屋根(受光面)の法線が南を含む真東から真西までの範囲(方位角 $90^{\circ}$ 以上 $270^{\circ}$ 以下)にあるものをいう。

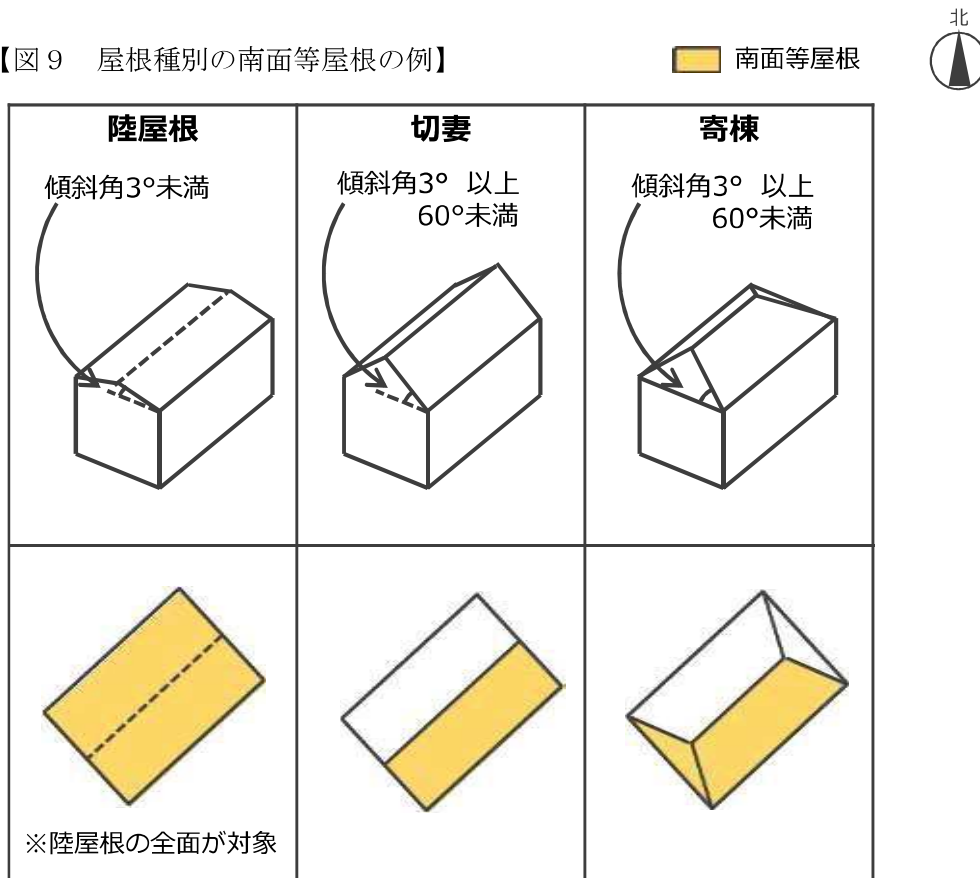
【図8 屋根の方位角】



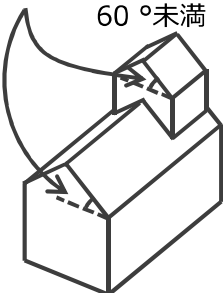
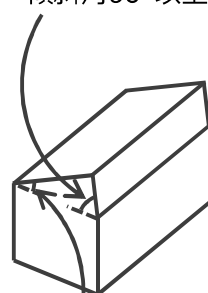
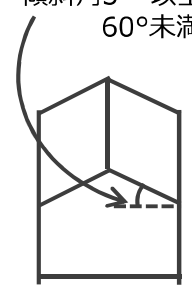
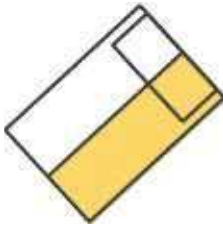
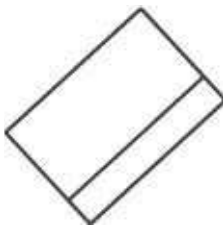
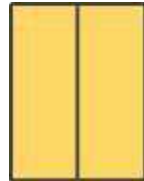
②屋根の傾斜角

傾斜角が3°未満の屋根を水平屋根（陸屋根）、3°以上60°未満の屋根を傾斜屋根として対象とし、傾斜角が60°以上である屋根は対象としない。

【図9 屋根種別の南面等屋根の例】



第2章 東京都建築物環境報告書制度について

<p><b>越屋根</b></p> <p>傾斜角3° 以上 60°未満</p> 	<p><b>片流れ</b></p> <p>傾斜角60°以上</p>  <p>傾斜角3°以上</p>	<p><b>切妻</b></p> <p>傾斜角3° 以上 60°未満</p> 
 <p>※2階建の場合、 下階の屋根は対象外</p>		

(6) 「1つの屋根」の範囲

傾斜又は方位が同一であり、かつ、物理的に一体的である屋根をそれぞれ「1つの屋根」として、屋根の数や水平投影面積を算定する。

【図10 南面等屋根の数え方の例】

南面等屋根
 
 北

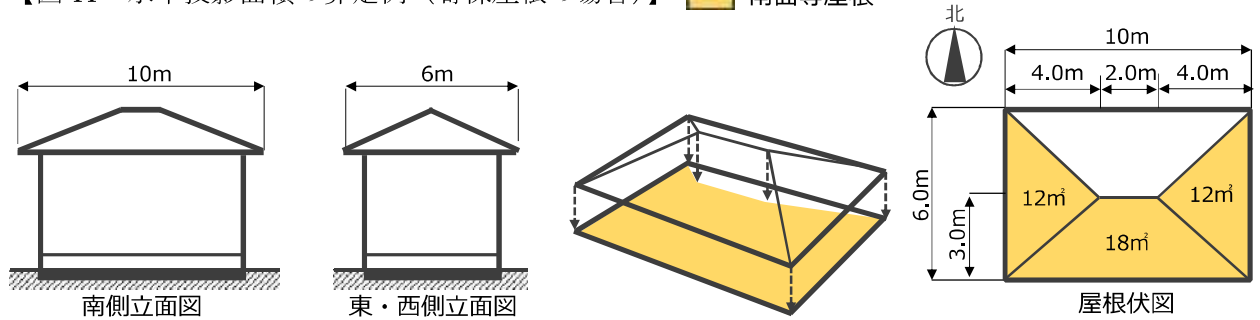
<p>《例1》</p>	<p>《例2》</p>
<p>①②・③ …方位角又は傾斜角が異なる</p> <p>①・② …方位角及び傾斜角が同一だが物理的に一体でない</p> <p>➔①～③をそれぞれ1つの屋根とする (屋根の数: 3)</p>	<p>① …切り欠きはあるが、方位角及び傾斜角が同一であり、物理的にも一体</p> <p>➔①を1つの屋根とする (屋根の数: 1)</p>
<p>《例3》</p>	
<p>①・② …方位角及び傾斜角が同一だが物理的に一体でない</p> <p>➔①・②をそれぞれ1つの屋根とする (屋根の数: 2)</p>	

## 第2章 東京都建築物環境報告書制度について

### (7) 「水平投影面積」の考え方

「水平投影面積」とは、建築物を真上から見た時の面積であり、建築物に凹凸や傾斜の部分があっても、その建築物が水平だとして図った面積をいう。そのため、傾斜屋根の場合、屋根の実面積（表面積）より面積が小さく算定される。

【図11 水平投影面積の算定例（寄棟屋根の場合）】 ■ 南面等屋根



#### ① 水平投影面積の算定から除くことができる部分

屋根に設けたトップライトや、水平屋根（陸屋根）の排水溝や排水口は、太陽光発電設備の設置が適さない部分として、水平投影面積の算定から除くことができる。

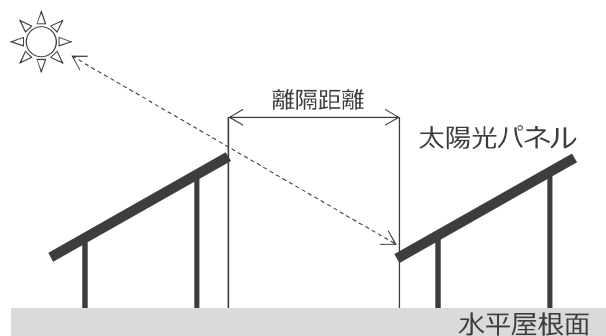
【図12 水平投影面積の算定から除外できる部分】



#### ② 水平屋根（陸屋根）の水平投影面積

水平屋根（陸屋根）においては、隣り合って設置する太陽光発電設備の日陰を考慮した離隔が必要であることから、傾斜屋根よりも屋根面積を多く必要とする。そのため、水平屋根（陸屋根）の水平投影面積は6分の5を乗算して補正ができるものとする。

（参考）水平屋根等における太陽光発電設備の設置イメージ



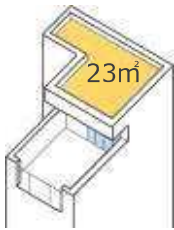
第2章 東京都建築物環境報告書制度について

(参考) 太陽光発電設備の必要設置面積

種別	設置に必要な面積	2 kWの設置に必要な面積
戸建住宅(傾斜屋根)	10 m <sup>2</sup> /kW	20 m <sup>2</sup> ←
戸建住宅以外(陸屋根)	12 m <sup>2</sup> /kW	24 m <sup>2</sup> ← 6/5 (1.2) 倍

出典: 環境省「平成30年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」

《水平屋根(陸屋根)と傾斜屋根の水平投影面積の算定例》

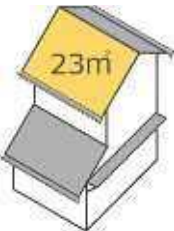


○水平屋根

水平投影面積 = 23 m<sup>2</sup>

補正後の水平投影面積 =  $23 \times 5/6 \div 19.17 \text{ m}^2$

⇒ 20 m<sup>2</sup>未満のため、算定除外可能建築物に該当



○傾斜屋根

水平投影面積 = 23 m<sup>2</sup>

⇒ 20 m<sup>2</sup>以上のため、算定除外可能建築物に非該当

(8) 算定基準率

算定基準率は、都内に存する建築物のうち、一定以上の太陽エネルギーの利用に適した建築物の割合\*を基に都内を3つに区分し、表7のとおり設定する。

再エネ設置基準は、中小規模特定建築物を建設等する場所に応じて、これら3つの算定基準率(0.3、0.70及び0.85)を用いて算定し足し合わせる方法と、建設等する場所に関係なく一律の算定基準率(0.85)を用いる方法のいずれかにより算定する(特定供給事業者がどちらかを選択)。

\* 東京都太陽光発電設備現況調査による

【表7 算定基準率】

区域の区分	区市町村	算定基準率
1	千代田区、中央区、檜原村及び奥多摩町	0.30
2	港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び武蔵野市	0.70
3	目黒区、世田谷区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東	0.85

## 第2章 東京都建築物環境報告書制度について

大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町及び日の出町
--



### (9) 棟当たり基準量

本制度は、建築物の屋根のポテンシャルを最大限活用した再エネ利用設備の設置を促進するものであり、再エネ設置基準は太陽光発電設備の規模（定格出力<sup>※</sup>）により設定することとし、棟当たり基準量は、太陽光発電設備 2 kW とする。

この棟当たり基準量（2 kW）は、再エネ設置基準（特定供給事業者ごとの総量）を算定する際の「係数」として設定するものであり、中小規模特定建築物 1 棟ごとに義務付ける設置量ではない。

※ 太陽光発電設備の定格出力は、太陽電池モジュールの日本産業規格（J I S）又は国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定される公称最大出力の合計出力とする。（モジュールの合計出力よりパワコンの定格出力が小さい場合でも、モジュールの合計出力の値を採用）

### (参考) 太陽光発電設備の自立運転について

災害時には、炊飯のほか、テレビやスマートフォン等による情報収集等が重要である。太陽光発電設備を設置している場合、自立運転機能を活用して太陽光発電設備の最大出力に関係なく 1.5 kW（1,500W）まで使用ができる。

《家電等の消費電力の目安》

ジャー炊飯器（電気炊飯器）	1,300W
テレビ（37型）	300W
冷蔵庫	250W
スマートフォン等の充電	15～50W

出典：家庭の省エネハンドブック 2023  
（東京都環境局）、ヤマハ発動機及び  
Apple ホームページの情報より環境局作成